

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第4・四】

(独立行政法人名:独立行政法人日本スポーツ振興センター)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
2011年シーズン Jリーグ公式試合情報の取得	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成23年2月1日	株式会社Jリーグメディアプロモーション 東京都文京区本郷三丁目10番15号	Jリーグの公式試合の進行状況及び情報をリアルタイムに取得し、その情報を正確に提供できるのは、Jリーグスコアボードのみであり、その契約相手方は当該システムの運用元である株式会社Jリーグメディアプロモーション以外に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	非公開	5,250,000	-	0	Jリーグの公式試合の進行状況及び情報をリアルタイムに取得し、その情報を正確に提供できるのは、Jリーグスコアボードのみであり、その契約相手方は当該システムの運用元である株式会社Jリーグメディアプロモーション以外に存在しないため。	19	
国立スポーツ科学センター ボート・カヌー実験場保守点検	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成23年3月31日	株式会社西日本流体技研 代表取締役 松井 志郎 長崎県佐世保市小佐々町黒石339番地30	ボート・カヌー実験場ローイングタンクは、(株)西日本流体技研の特許に基づき製造されたものである。特許の使用権を有し、設備内容を熟知した業者でなければ安全な稼働、円滑な保守及び緊急時の対応は不可能である。よって独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	非公開	8,400,000	-	0	ボート・カヌー実験場 ローイングタンクは、(株)西日本流体技研の特許に基づき製造されたものである。特許の使用権を有し、設備内容を熟知した業者でなければ安全な稼働、円滑な保守及び緊急時の対応は不可能であるため。		
toto携帯サイトの保守	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成23年3月31日	楽天バンクシステム株式会社 代表取締役 早川 一 東京都品川区東品川四丁目13番9号	本業務の実施に当たっては、楽天バンクシステム株式会社が著作権を保持し、ソース等が公開されていないコンテンツ変換技術の詳細情報が必要であり、履行可能な者は、楽天バンクシステム株式会社以外に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	非公開	5,103,000	-	0	本業務の実施に当たっては、楽天バンクシステム株式会社が著作権を保持し、ソース等が公開されていないコンテンツ変換技術の詳細情報が必要であり、履行可能な者は、楽天バンクシステム株式会社以外に存在しないため。		

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、以下の類型区分(1～19)の番号を記載している。
 - 1: 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの
 - 2: 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 3: 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
 - 4: 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 5: 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
 - 6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
 - 7: 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
 - 8: 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
 - 9: 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)
 - 10: 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
 - 11: 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
 - 12: 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
 - 13: 緊急の必要により競争に付することができない場合
 - 14: 競争に付することが不利と認められる場合
 - 15: 秘密の保持が必要とされている場合
 - 16: 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合
 - 17: 特例政令に相当する規定に該当する場合
 - 18: 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約
 - 19: その他、類型区分に分類できないもの